

住所等の秘匿を希望する場合の注意点について

京都地方裁判所民事部

- 1 あなたが裁判所に提出する訴状や申立書は、相手の方に送ることになりますので、このような書面に秘匿を希望する（秘密にして隠しておきたい）あなたの住所（避難先、転居先）や電話番号などの情報を書かないようにしてください。今後、あなたが裁判所に提出する書面も同じですので注意してください。
- 2 証拠書類の写し（コピー）も相手の方に送ることになりますので、例えば、診断書を証拠として提出する場合、その診断書に秘匿を希望している住所などが書かれていたら、その部分をマスキング（マスキングの方法は裏に書いてあります。）したものを提出してください。
- 3 あなたが、秘匿を希望している住所や電話番号などが書かれた書類をマスキングすることなく、そのまま裁判所に提出した場合は、あらかじめ秘匿希望の申出書等を提出されないと、相手の人にそのまま送られたり、閲覧・謄写されたりする可能性もありますので、裁判所に提出する前に十分確認してください。
- 4 あなたの住所や電話番号などを秘匿情報として扱うかどうかは、最終的には裁判官が判断することになります。あなたの希望どおりの扱いをしない場合は、裁判所から住所などの補正を求めることがあります。
- 5 住所などを秘匿することで、仮に裁判で勝訴しても、強制執行や登記をすることが難しくなるなどの不利益を受けることがありますので、ご注意ください。
※ 例えば、あなたの住所を秘匿するために現住所に代えて代理人（弁護士）の住所を記載していた場合、あなたが裁判で勝訴したとしても、強制執行を行う際に代理人が代わったりしたために住所のつながりを証明できない状況や、同様の事例で現住所に代えて記載した代理人住所に弁護士事務所名が入っているなどの理由により、単なる連絡先であるとして法務局において（仮）差押登記を受け付けてもらえない状況なども考えられます。
- 6 あなたの住所や電話番号などを秘匿情報として扱うこととした場合であっても、相手の方から記録の閲覧等が請求されたときには、その理由によっては秘匿情報を含めて相手の方の閲覧等を認めることになる場合があります。

裏面もご参照ください。

～具体的な注意点～

1 書面の提出に関して気を付けていただくこと

(1) あなたの方で作成する書面について（準備書面、委任状、陳述書など）

相手の方に知られたくない住所や電話番号などは書かないでください。司法書士などに作成してもらった場合は、知られたくない住所や電話番号などが書かれていないかどうかを十分に確認してください。

(2) 証拠書類（書証）について

相手の人に知られたくない住所や電話番号などが書かれていないかどうかを十分に確認してください。（住所や電話番号などが書かれていることが多い書類としては、**契約書、診断書、所得証明書、源泉徴収票、郵便貯金通帳、年金分割のための情報通知書**などがあります。）

もし書かれていた場合には、次の方法で提出してください。

ア 書類（原本）の該当部分（相手の方に知られたくない住所や電話番号などが書かれている部分）見えないようにマスキング（粘着力があるとともに、剥がした際に用紙に損傷を与えないマスキングテープを用いる。）する。

イ マスキングした書類（原本）をコピーし（必要部数）、それを裁判所に提出する。

2 裁判所から送られる郵便物の受取りについて気を付けていただくこと

（相手の方に現住所を知られたくない場合）

弁護士に委任しないときは、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により、郵便物の受取りに関する届け出をしてください。

(1) 送達場所の届け出

相手の方に知られてもよい場所で、かつ、あなた自身が郵便物を直接受け取ることができる場所を、送達場所として届け出してください。

(2) 送達受取人の届け出

あなたに代わって、あなたの郵便物を受け取ってもらえる第三者を、送達受取人として届け出してください。

※ 届け出の方法は、担当書記官にお尋ねください。